

### Ⅲ 障害を理由とする差別に関する相談

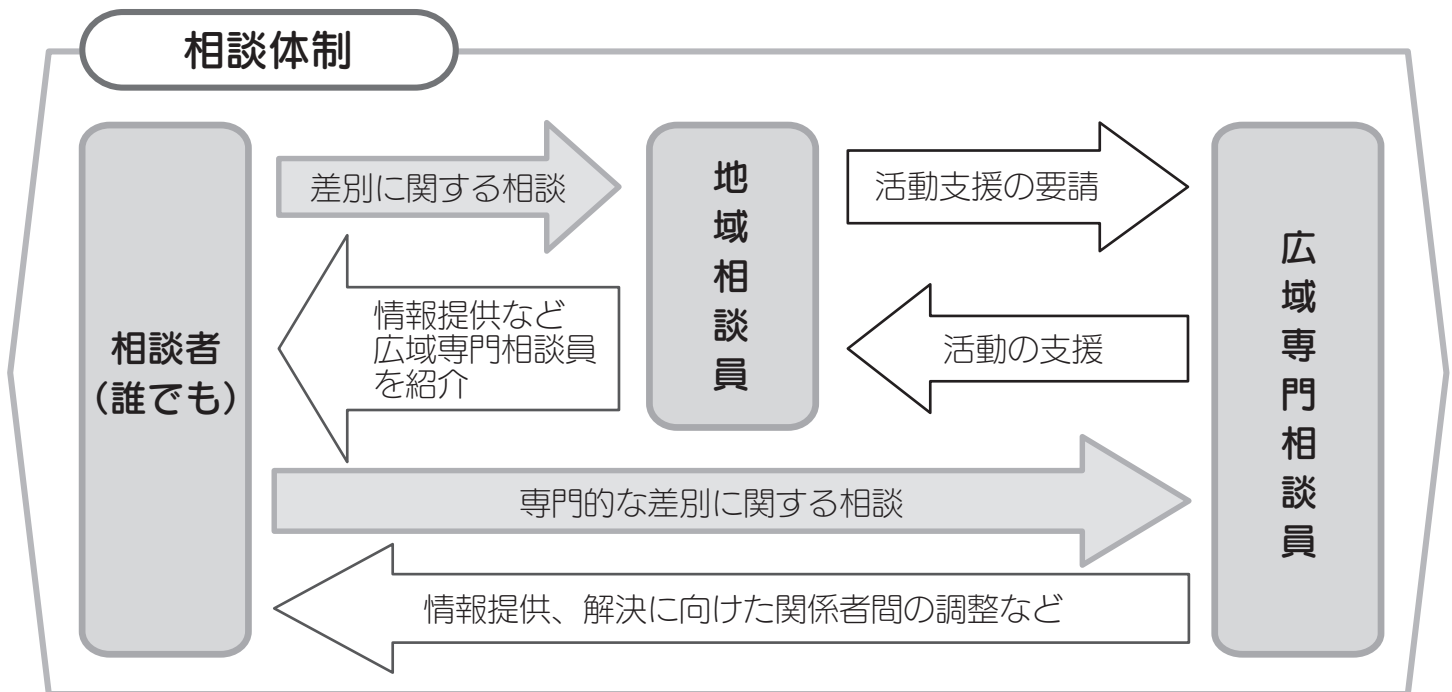
誰でも相談できる窓口を設置しています。

#### ● 地域相談員（連絡先は、お住まいの市町村障害福祉担当窓口へ）

身体障害者相談員や知的障害者相談員、精神障害等に関する相談員（地域相談員）が、日頃の様々な相談活動の中で、障害を理由とする差別についての情報提供等も行います。

#### ● 広域専門相談員（連絡先は、下記のとおり）

広域専門相談員は、地域相談員が行う情報提供等の支援も含め、障害を理由とする差別についてのあらゆる相談（具体的な相談、関係者間の調整等）に応じます。



#### 広域専門相談員 相談窓口

場 所：〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県 障害福祉課 相談室（富山県庁本館 1 階）

受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土日・祝日・年末年始を除く）

T E L：076-444-3959（広域専門相談員専用電話）

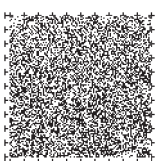
F A X：076-444-3494（県庁障害福祉課 FAX と同じ）

E-mail：ml-sabetsu-soudan★pref.toyama.lg.jp

（送信時に、★を@に置き換えてください。）

※相談される際に希望する配慮がある場合は、事前にご相談ください。

（例えば、聴覚に障害のある方には、筆談対応や手話通訳士の同席についてのご相談にも応じます。）



←このマークは音声コード（Uni-Voice）です。スマートフォン（iOS/Android）無料アプリ Uni-Voice をダウンロードしてご利用できます。Uni-Voice は全ての読取製品に対応しています。

#### お問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号 富山県厚生部障害福祉課  
電話：076-444-3211 FAX：076-444-3494